なお、地方公共団体は、指定認定事務支援法人に、認定に係る調査に関する事務を委託することも可能であり、必要に応じてこれを活用するとともに、指定認定事務支援法人は個人情報等も扱う可能性があることや利益相反も想定されることに鑑み、委託する際は適切に監督を行う必要がある。

3　都道府県と市町村との連携

法において、都道府県は町村の区域内に係るマンション管理適正化推進行政事務を行うこととされているが、市町村と連携を図り、必要に応じて市の区域内を含めて施策を講じていくことが重要である。

また、町村が地域のマンションの詳細な実情を把握していることも想定されることから、都道府県と町村においては、連絡体制を確立し、密に連携をとる必要がある。

なお、法第百四条の二に基づき、町村がマンション管理適正化推進行政事務を行う場合には、都道府県と適切に協議を行い、必要な引継ぎを確実に受けるほか、その旨を公示等で周知するなど当該事務の実施に遺漏のないようにする必要がある。

4　修繕等が適切に行われていないマンションに対する措置

法第五条の二において、都道府県等は管理組合の管理者等に対してマンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導を行うことができることとされているが、助言及び指導を繰り返し行っても、なおマンションの管理の適正化が図られないことも考えられる。

例えば、修繕等が適切に行われなかった結果、老朽化したマンションをそのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害な状態となる恐れがあると認められるに至った場合には、都道府県知事等が同条第二項に基づき勧告の措置を講じることや、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づき特定行政庁である地方公共団体が改善の命令等の強制力を伴う措置を講じることも考えられる。

また、都道府県知事等は、マンションの専有部分又は共用部分が適正に管理されていないことにより、そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となり、適正な管理のため特に必要があると認められるときは、裁判所に対し、区分所有法第四十六条の八第一項の管理不全専有部分管理命令又は区分所有法第四十六条の十三第一項の管理不全共用部分管理命令の請求をすることも考えられる。

その他、マンションの経年に伴う劣化や不具合が著しく、修繕を行っても、マンション管理の立て直しが困難である場合には、マンションの建替え等の観点から、マンションの再生等の円滑化に関する法律第四条の二第二項第九号の二に規定するマンション建替等円滑化指針に即した助言、指導又は勧告を行うことも考えられる。

別紙一　5・6　（略）

別紙一　法第五条の二第一項の規定による助言若しくは指導又は同条第二項の規定による勧告を行う際の判断の基準の目安

1　法第五条の二第一項の規定による助言又は指導を行う場合の判断の基準の目安は、次の場合とする。

⑴　管理組合の運営

イ　管理組合の運営を円滑に行うための管理者等が選任されていない場合

ロ　集会が年に一回以上開催されていない場合

なお、地方公共団体は、指定認定事務支援法人に、認定に係る調査に関する事務を委託することも可能であり、必要に応じてこれを活用するとともに、指定認定事務支援法人は個人情報等も扱う可能性があることや利益相反も想定されることに鑑み、委託する際は適切に監督を行う必要がある。

3　都道府県と市町村との連携

法において、都道府県は町村の区域内に係るマンション管理適正化推進行政事務を行うこととされているが、市区町村と連携を図り、必要に応じて市区の区域内を含めて施策を講じていくことが重要である。

また、町村が地域のマンションの詳細な実情を把握していることも想定されることから、都道府県と町村においては、連絡体制を確立し、密に連携をとる必要がある。

なお、法第百四条の二に基づき、町村がマンション管理適正化推進行政事務を行う場合には、都道府県と適切に協議を行い、必要な引継ぎを確実に受けるほか、その旨を公示等で周知するなど同事務の実施に遺漏のないようにする必要がある。

4　修繕等が適切に行われていないマンションに対する措置

法第五条の二において、都道府県等は管理組合の管理者等に対してマンションの管理の適正化を図るために必要な助言・指導等を行うことができることとされているが、助言及び指導を繰り返し行っても、なおマンションの管理の適正化が図られないことも考えられる。

例えば、修繕等が適切に行われなかった結果、老朽化したマンションをそのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害な状態となる恐れがあると認められるに至った場合には、都道府県知事等が同条第二項に基づき勧告の措置を講じることや、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づき特定行政庁である地方公共団体が改善の命令等の強制力を伴う措置を講じることも考えられる。

また、都道府県知事等は、マンションの専有部分又は共用部分が適正に管理されていないことにより、そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となり、適正な管理のため特に必要があると認められるときは、裁判所に対し、当該部分について財産管理人を選任し管理を命ずる処分等をすることを請求することも考えられる。

その他、マンションの経年に伴う劣化や不具合が著しく、修繕を行っても、マンション管理の立て直しが困難である場合には、マンションの建替え等の観点から、「マンションの建替えその他の措置の実施の円滑化に関する基本的な指針」に即した助言・指導等を行うことも考えられる。

別紙一　5・6　（略）

別紙一　法第五条の二に基づく助言・指導等を行う際の判断の基準の目安

法第五条の二に基づき管理組合の管理者等に対して助言・指導等を行う際の判断の基準の目安は、以下の場合とする。

なお、個別の事案に応じて以下の事項以外の事項についても、基本方針三のマンション管理適正化指針や基本方針六４の都道府県等マンション管理適正化指針に即し、必要な助言・指導等を行うことは差し支えない。

（助言・指導等）